

広島県告示第八百四十三号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の四第二項の規定によって、港湾区域内に放置されていた工作物、船舶その他の物件（以下「工作物等」という。）を撤去し、同条第三項の規定によって、保管した。

平成二十五年十一月十八日

広島港湾管理者 広島県

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 工作物等の名称又は種類、形状及び数量
FRP製小型船舶一隻

二 当該工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を撤去した日時

広島市中区江波沖町一五八八番地先水域

平成二十五年十月二十二日九時三十七分

三 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

平成二十五年十月二十二日十時五十九分

広島市南区宇品海岸二丁目二三番五三号（広島県広島港湾振興事務所敷地内）

四 当該工作物等の所有者等の行うべき措置

当該工作物等の所有者、占用者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、広島県広島港湾振興事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。

五 撤去等に要した費用の負担者

当該工作物等の撤去、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等の負担とする。

六 問合せ先

広島市南区宇品海岸二丁目二三番五三号

広島県広島港湾振興事務所港営課管理第二係

電話（〇八二）二五一―七一四一